

平成 28 年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成 29 年 3 月 9 日
場 所 ピュアリティまきび

平成 28 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 29 年 3 月 9 日 15:00～

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

【委員】

井本 瀧雄委員

横前 博文委員

奥野 ミエ子委員

尾崎 満委員

川淵 義徳委員

千田 博通委員

濱野 力委員

木村 謙司委員

西田 久志委員

江野 徹委員 (代理出席 柴倉専門員)

山崎 徹成委員

(欠席)

吉谷 啓委員

中田 和義委員

【事務局】

(岡山県水産課)

田丸 和彦課長

仲村 尚人技師

鳥井 正也総括副参事

河野まどか技師

元谷 剛副参事

平成 28 年度岡山県海面利用協議会議事内容

【事務局】

定刻が参りましたので、平成 28 年度岡山県海面利用協議会を開催させていただきます。開会にあたりまして田丸水産課長より御挨拶申し上げます。

【水産課長】

水産課の田丸です。本日は大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。この会議も 20 年を経過しています。以前は、遊漁者の方と漁業者の方のトラブルが多くありましたが、最近は昔に比べるとあまりないのかなと感じています。今回の協議会では、岡山県の中で特に話題となっている 3 つの課題の状況について御説明します。

遊漁のルール・マナーについては、全国的にも様々なものがあり、現在文書化をしているところですが、それを皆さんに伝えるという作業が瀬戸内海でも広がっていると感じています。岡山県でも特に問題となっている笠岡市の海洋牧場では、海区漁業調整委員会指示をして啓発活動を続けており、今後も引き続き実施していきたいと思えます。今回、牛窓町の保護水面というものを初めて議題の中で提案をしています。牛窓町の保護水面は、今まであまり監視の対象になっていませんでしたが、偶然見た際に非常にマナーの悪い釣り方をしていたことから、新たな指導対象として御報告したいと思えます。

なお、この 2 月 1 日にライフジャケットの着用の義務化ということがありました。ライフジャケットの着用義務が拡大されるということは分かるのですが、罰則規定などの詳しいことについては分かりにくいところがあるかと思えますので、海上保安部の方から御紹介して頂きたいと思えます。このことについても、今後の普及・啓発について御意見があれば参考にしていきたいと思えます。短い時間ではありますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

【事務局】

本日御出席の皆様のお紹介をさせていただきたいと思えます。

(委員の紹介)

【事務局】

本日の出席委員ですが、10 名御出席を頂いており、さらに 1 名代理で御出席して頂いております。岡山県海面利用協議会規約の第 6 条第 2 項により、過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立していることを御報告

いたします。

今後の議事進行については、井本会長にお願いしたいと思います。よろしく
お願いします。

【井本会長】

それでは、議事 1 の「平成 27、28 年度協議会の概要について」、事務局から
説明をお願いします。

【事務局】

(議事 1 「平成 27、28 年度協議会の概要について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま報告のありました「平成 27、28 年度協議会の概要について」、御質
問等があればお願いします。

(質問なし)

【井本会長】

続きまして、議事の 2 「遊漁の現状及び問題点について」、事務局から説明を
お願いします。

【事務局】

(議事 2 「遊漁の現状及び問題点について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま報告のありました「遊漁の現状及び問題点について」、御質問等があ
ればお願いいたします。

【尾崎委員】

中古艇の売買をしているのですが、先日持ち込まれた中古艇の中に、棒の先
にビンがついてあり、そのビンの中に電球が入っていて防水にし、さらに配線
がしてあり、水の中に入れられるようにしてある。この棒を水中に入れて、上
から傘で隠して周囲には光が漏れないようにしているような手作りの装置をみ
つけた。やはり、夜たきの手口は巧妙化しているようだ。皆光源を水中に入れ
てやっている。

【濱野委員】

玉野の沖から直島諸島にかけて荷役をする船がおり、それが夜間でも煌々と光を付けている。そして、その船の横に行けば夜たき釣ではないが、メバルがよく釣れるという話を聞いたことがある。作業灯なので付けるなどとも言えないのでどうにかならないかと悩んでいる。

【事務局】

宇野港の公園にも強い光を発する電灯があり、そこで釣りをしている人がいる。メバルではないがスズキを狙っている。これについて水産課の中でどうにかならないかと審議したのだが、これは夜たき釣にあたらないという結論となった。これは、自分で光を発しているのではなく常夜灯を利用していることから、そこまでは罪に問えないからである。そこを狙って釣りをするのは、仕方がないことなのではということを検討したことがある。

【千田委員】

光を海に漏れないようにすることはできないのか。瀬戸大橋の電灯は全て真下に向けて設置されている。

これは私の持論であるが、海は誰のものかと言ったら皆のものだと思っている。私にとって海は公園であり、漁業を営んでいる人にとって海は畑であり、プレジャーボートで釣りをしている人は家庭菜園みたいなものと思っていると思う。今の論議を聞いていたら漁業者の違反はほとんど出てこない。そうではない人の違反が出てくる。

【川渕委員】

現場で漁業を営んでいる者の意見なのだが、今は公式に遊漁者のルールが決まっていない。なので、勝手に筏の上に乗られても文句のひとつも言えない。注意をすると今よりもっとひどいことをされる。これが少人数であればまだ良いのだが、最近は遊漁者が乗ってくるのがひどいので、どうすれば良いのか分からないという状況である。

【尾崎委員】

海は誰のものか、魚等の水産物は誰のものかというところがそもそも決まっていないので遊漁者のやりたい放題になってしまうのではないかと思う。

【千田委員】

海は誰のものかと言われるとやはり皆のものであると思う。何のために税金

を投与して整備をしているのか。それは皆のためにしているのだ。

【事務局】

そもそも海面利用協議会ができたのはそういうところからである。所轄は水産庁であるが、漁業者からあまりにも遊漁者のマナーが悪いケースが目立つという意見があったことで、海の基本ルールを周知したいというのが元々の始まりだと思う。ただ、国の方も海面遊漁室という制度ができ、そこに専従の方が何人かいるのだが、釣具メーカーなどの遊漁の立場の人がそこにこぞって漁業に問題があるのではないかと陳情に行くわけである。水産庁の中でも意見は割れていて、海面遊漁室は遊漁者の味方をする一方で、水産庁内では漁業があってこそだろうという意見もある。岡山県では原点として、例えば釣りの漁場では錨を打たないで釣りをする、海にごみは捨てない等の誰もが思う基本的なルールを浸透させていきたいと思う。

日本の場合、海は無主物である。外国の場合、海は国のものである。日本では無主物なので管理の所在のようなものがなくてやりにくいというのはそのとおりである。しかし、概念は日本の場合も変わらない。基本的には、漁業の許可というものは何人たりとも禁止をした上で、「あなたは生活のために営むのだから、特別に許可します」という禁止を除外する漁業の許可があるのだ。

【尾崎委員】

小豆島の内海地区での協定の話なのだが、香川県では税金を納めてそのお金で稚魚の放流を行っているのに、それを岡山県からやって来て勝手に魚を捕っていくので非常に嫌悪感を持っていると聞いている。実際にそうなのであれば、内海地区では遊漁者の3分の1を岡山県の人々が占めているので、海に放流した稚魚がそこだけに定着するのかは分からないが岡山県も稚魚を放流しなければならぬというようなことを言っている。

【千田委員】

せっかく海の手帳のような紙面で禁止の区域等を知らせているのだから、不法侵入とも言える筏に乗る行為に対しても、警告を出さないといけないと思う。

【川渕委員】

我々漁業者が一番心配しているのは、遊漁者が多くなるとトラブルの元になることだ。人が多くなれば、こちらの話を理解してくれないような相手とトラブルになる機会が多くなるのではないかと危惧している。

【千田委員】

してはいけないことをきちんと認識してもらうために宣伝しなければならない。

【川渕委員】

人が一番多いのはカワハギがよく釣れる時期である。その時期は筏が見えなくなるくらい人が乗っている。

【事務局】

川渕委員が所属する日生町では、筏に乗ってカワハギを釣ることについて、自分ですることはあっても他人にさせることはあまりない。しかし、頭島では皆来いと言って筏にいっぱい人を乗せている。そうすると、遊漁者は筏に乗っても良いものだとして認識する。日生町では筏に勝手に乗られて事故でも起こされたら困るだろうと言うが、頭島では筏をかなり自由に解放している。これらの筏は近くに並んでいるので、遊漁者が分からずに乗っていることもある。そうすると、筏に乗ると危ないので事故があっても責任は持てないと啓発をできないことはないが、乗っても良い筏と乗ってはいけない筏があるとややこしい。これから啓発していく上で、地域の人どちらを選択するかというのが大きなポイントだと思う。

【井本会長】

そもそも区画漁業権内なので、定置網や筏の近くを船で走るのも良くないと思うのだが。

【事務局】

区画漁業権は、法律上で養殖する権利を与えているということなので、その権利を邪魔する行為は法律上問題ない。では、例えばそこを速度の遅いプレジャーボートが筏の周囲10メートルを走ることはどうなのかという話になる。玉野市の方で、筏の周りを水上バイクが乗り回すというような事例があった。これはマナーの問題であり、法律で取り締まるところまではできない。この時は、警察と一緒に回って指導を行った。このようなやり方を実際には行っている。しかし、例えば筏に乗って筏を揺らしたら、それは養殖を阻害する行為なのでいろいろな指導ができる。筏付近への侵入だけでは難しいが、筏に黙って乗るといった行為は器物破損としても考えられるので、あまりにも度が過ぎるのであれば警察を呼んで指導することはできると思う。

【川渕委員】

今のところは被害がまだ目に見えているほどで済んでいるが、3～4月のカキ養殖の種付けの時期にマナーの悪い遊漁者を怒らせてカキの縄を切られてしまったらと考えると恐ろしい。今後被害が大きくなっていくのではないかと心配している。

地域として筏に乗らせるのか乗らせないのか考え方を統一する必要がある。例えば、子供が筏に乗って転んで漁具で大けがをするなどしたら、必ず筏の持ち主に責任の所在を問われることになる。このような可能性を言ったらきりが無いが、筏には乗らないようにしてほしい。トラブルを避けたい。

【事務局】

これはマナーの問題である。お互いがマナーというのが何を示しているのか分からないので、組織化できれば良いのだがそれは不可能である。なので、とにかく多くの情報を様々な場面で出そうということで、海の手帳の内容も充実させてきた。今配布している海の手帳には、筏に乗るなどという記載はないので細かい相談はすると思うが、今後この内容も盛り込んでいきたい。現在記載があるものについて、定置網や養殖施設の近くでは高速航行するなどというものがある。海の手帳には遊漁のマナーについても盛り込みたいと考えているので、次回の作成で検討してできれば入れるようにしたい。

【井本会長】

続きまして、議事の3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、事務局から説明をお願いします。

(議事3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま報告のありました「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、御質問等があればお願いします。

(意見なし)

【井本会長】

続きまして、議事の4「ライフジャケット着用義務の拡大について」、事務局から説明をお願いします。

(議事 4「ライフジャケット着用義務の拡大について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま報告のありました「ライフジャケット着用義務の拡大について」、御質問等があればお願いします。

【奥野委員】

岡山県漁協女性部連絡協議会でも周知していきたいと思う。

【木村委員】

海の手帳には海上保安庁関係の情報もいろいろと載せてもらっているが、追加で他の情報を載せることは可能か。

【事務局】

毎年、海上保安部の担当の方とやり取りを行っているので、その際に指示を頂ければ可能である。

【西田委員】

ライフジャケットの桜マークについて、桜マークが付いている高いライフジャケットは1~2万円くらいするが、それが付いていない安い物との差はあるのか。強制ではないが、桜マークが付いているものを着用した方が良いということか。

【柴倉委員】

桜マークが付いているものはある程度品質が補償されている。付いていない物は見たことがないのだが、そういった安いものを使った際に、膨らまずに水没したなどあってはならないのでなるべく桜マークが付いたものを利用するようお願いしたい。桜マークが付いているかそうでないかでひとつの基準になるので、桜マークが付いているライフジャケットの使用をお願いします。

【西田委員】

ライフジャケットにも首掛け式やベルト式等のものがあるが、どれでも良いのか。ベルト式のもの海上保安部からは見えないのではないか。

【柴倉委員】

どちらでも良い。ライフジャケットが見えないときはこちらからライフジャ

ケットを着用しているか尋ねるので、そのときに着用しているのを見せてくれれば良い。上着の中に着るような防寒式のものがあるが、それは正規のライフジャケットではないので注意願いたい。海に出るときは、桜マークの付いたライフジャケットを着用するのが一番安全である。

【事務局】

海上保安部の資料には、遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊適法）の対象船への乗船者は適用除外となっているが、水産課の資料では指導対象となっている。これには仕組みがあり、遊適法の中で業務規程にライフジャケットをつけさせるということを盛り込んでもらうこととなっている。そこで船長の方へ乗っている人に対しては付けさせる義務を負わせ、従わないところには業務規程違反として対応するのではないかと思う。今の段階では具体的にこういう対応をするというものがない。単純に適用除外ではなく別の法律で対応したいと考えているようなので、そういうことも含めて遊漁船業者への指導も水産課が行うと書いているが、現時点では何をすれば良いか分からないので具体的なことは何も書いていない。4月以降に水産庁から説明があるので、遊漁船業者の方はもうしばらく待っていただきたい。

【井本会長】

続きまして、議事の5「香川・岡山広域海面利用協議会（案）について」、事務局から説明をお願いします。

（議事5「香川・岡山広域海面利用協議会（案）について」資料に沿って説明）

【井本会長】

ただいま報告のありました「香川・岡山広域海面利用協議会（案）について」、御質問等があればお願いします。

（意見なし）

【井本会長】

その他、御質問等があればお願いします。

【山崎委員】

以前、山陽新聞に岡山県の水産振興プラン2017が載っており、これを見ているいろいろなことに取り組んでおられるなと思ったのだが、その中で一経営体とい

うのは何を指すのかについて詳しく聞きたい。

また、カキ殻をまいたり、アマモを増やしたり様々なことを行っていると思うのだが、我々のように魚と関わる機会が多い者からすると、季節によるものなのかもしれないが、最近釣れる魚が減ってきていると感じている。予算の問題等あるとは思いますが、稚魚の放流はどうなっているのか聞きたい。

【事務局】

一経営体というのは、漁師の家族と考えてもらえば良い。例えば、20歳の息子が父親と一緒に働いているような場合、奥さんが漁業を手伝っていることも含めてその家に漁師が2人いるということを一経営体という。また、息子が大きくなって新しい船を作り独立するということになれば、その時点で二経営体となる。このような労働の単位と考えてもらえば良い。なので、経営体の中身は全て一律ではない。60歳の方が一人のケースもあれば、60歳と24歳のケースなど様々なケースがある。

釣れる魚が減っていることは、今回の水産振興プランの大きな目玉である。瀬戸内海全体で魚が半減しており、それに対してどうアプローチしていくかというのが今回の水産振興プランの一番の心臓部になっている。魚だけではなく、ノリの色落ちやカキの成長不良が最近頃に表れてきていることに、どう対応していくかということである。瀬戸内海の栄養であるリンと窒素は1960年代に比べて半減しており、これに比例して瀬戸内関係の12府県の漁獲量がすべて減少している。平均すると約半減、良いところで60%、悪いところでは40%程になっている。餌がないと育たないというのは当たり前の話であるが、ここでいう餌というのは無機の窒素やリンのことであって、瀬戸内海では特に無機の窒素がない状態である。餌が半分になれば、当然半分しか成長できない。それが大きさや匹数に表れてきているのだと思う。これを解決するために栄養塩対策を目玉にして対応していきたい。

栄養塩対策は水産分野だけではできることが非常に限られている。瀬戸内海環境保全特別措置法が制定され、赤潮を解決するために水質規制を強化したが、やりすぎてしまったので少し戻そうという改正が昨年行われた。そこで環境の立場からも水質規制を強化しすぎたので、少し緩めるということを経済削減計画の中で対応する予定である。漁業の方はできることをやろうということで、栄養を回す作用を持つ海底耕うんや、アマモや干潟の整備等を漁業者の方に協力していただき、官民そろって対応していきたいというのが今回の水産振興プランの一番の目玉である。

放流については、極端に言うともれだけ放流しても餌がないと意味がないので、根本的なことの対応をこの5年間でまず着手しようということから始めた

いと思う。これについては実施してすぐ来年から良くなるというようなことでもない。少し息の長い話にはなるが、これに着手しておかないと瀬戸内海の魚はいなくなってしまうだろうという危機感を持ちながら対応していきたいと考えている。

【井本会長】

よろしいでしょうか。本日は大変お忙しい中、長時間にわたり御協議いただきありがとうございます。これをもって、本協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。